

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第27条の2に基づく「住民接種」及び同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事務を行う。</p> <p>上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表(第9条関係)の14の項及び126の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第10条、第67条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「法十九条第八号主務省令」という。) (情報照会の根拠) ・法19条第8号主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 (情報提供の根拠) ・法19条第8号主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、156条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口 板倉町役場 総務課情報広報係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口 板倉町保健センター
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<選択肢>		
[基礎項目評価書]		1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、システムにログインする際には、「ユーザーID」、「静脈認証」、「パスワード」を必要としている。その上で不正操作がないが、アクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護課長 落合 均	健康介護課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月20日	評価書名	予防接種法に関する事務	予防接種事業に関する事務	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	板倉町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	板倉町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 1.特定個人ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種事業に関する事務	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 	<p>【予防接種事業に関する事務】</p> <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第27条の2に基づく「住民接種」及び同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事を行う。</p> <p>上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表(第9条関係)の14の項及び126の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。</p>	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項並びに内閣府総務省令第五号10条第1～6項	・番号法第9条第1項及び別表第14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第10条、第67条の2	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二並びに予防接種法施行規則	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「法十九条第八号主務省令」という。) (情報照会の根拠) ・法19条第8号主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 (情報提供の根拠) ・法19条第8号主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、156条	事後	根拠法令が追加されたため変更
令和7年10月20日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口:板倉町保健センター	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	十分である	提供・移転しない	事後	項目追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	項目追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		権限がない者によって不正な使用等へのリスクへの対策	事後	項目追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、システムにログインする際には、「ユーザーID」、「静脈認証」、「パスワード」を必要としている。その上で不正操作がないが、アクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	項目追加